

消費税等仕入控除税額（補助金返還額）の報告書類について

1 補助事業に伴う補助金収入について

補助事業に伴う補助金収入は、消費税法上非課税取引に該当しますが、一方で、補助事業に伴う事業経費は、控除対象仕入税額として仕入税額控除することも可能です。

このため、事業者が補助金の交付を受けるとともに消費税還付等の利益を受けることがないよう、市の補助要綱において、事業完了後に消費税の確定申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定報告書」（様式第11号）により報告することとなっており、場合により消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還いただくことがあります。

2 手続について

【補助金返還額なし】

以下（ア）～（エ）のいずれかに該当する場合は、仕入控除税額は0円であり、補助金の返還は必要ありません。ただし、報告書の提出は必要です。

（ア）消費税の確定申告の義務がない

例：基準期間（法人の場合は前々年度）における課税売上高が1,000万円以下の事業者

【添付書類】

補助事業実施年度の前々年度に係る法人税及び事業活動内訳表等、売上高を確認できる資料

（イ）簡易課税方式により申告している。

【添付書類】

事業年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し

（ウ）消費税法第60条第4項に定める公益法人等（社会福祉法人、社会医療法人、一般社団法人など）で、特定収入割合（補助金、交付金、寄付金など）が5%を超えている。

【添付書類】

・消費税法第60条第4項に定める公益法人等で、特定収入割合が5%を超えていることを確認できる書類

・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

（エ）補助対象経費に係る消費税を非課税売上に対応するもののみとして申告している（仕入税額の控除を受けていない）

【添付書類】

事業年度における消費税確定申告書の写し

（オ）補助対象経費に消費税を含まないで申請している。

【添付書類】

不要

（裏面あり）

【補助金返還額あり】

上記（ア）～（オ）に該当しない場合、仕入控除税額に相当する金額について、補助金の返還が必要となります。

（カ）課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人

【計算式】

補助金額×10/110＝仕入控除税額

【添付する書類】

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

（キ）課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合。

【計算式】

補助金額×補助対象経費のうち課税仕入額/補助対象経費×課税売上割合×10/110＝仕入控除税額

【添付する書類】

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

（ク）課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合。

【計算式】

（A）＋（B）＝仕入控除税額

（A）課税売上の上に要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×補助対象経費のうち課税売上対応分/補助対象経費×10/110
＝仕入控除税額

（B）課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×補助対象経費のうち共通対応分/補助対象経費×課税売上割合×10/110＝仕入控除税額

【添付する書類】

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）